



無意志動詞の可能表現に関する一考察：無意志自動詞が可能形式と共起する有標識可能表現について

五藤，絵里加

(Citation)

國文論叢, 58:73-97

(Issue Date)

2021-11

(Resource Type)

departmental bulletin paper

(Version)

Version of Record

(JaLCD0I)

<https://doi.org/10.24546/0100477473>

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/0100477473>



無意志動詞の可能表現に関する一考察

——無意志自動詞が可能形式と共起する有標識可能表現について——

五 藤 絵里加

1. はじめに

日本語の可能文においては、可能形式と共起する動詞は、意志的な動作を表すものでなければならないと考えられてきた（寺村 1982 など）。以下の(1)(2)のように、「要る」「(うっかり) 落とす」などの無意志自動詞は可能文では使われないとされるのである。

(1)* 太郎は明日お金が 要ることができる／要れる。 (渋谷 1995: 116)

(2)* 太郎はうっかり財布を 落とすことができた／落とせた。 (渋谷 1995: 116)

しかしながら、一般に可能形式と共起しないとされている無意志自動詞が、可能形式をとり、可能表現になる例が存在するという指摘がある（渋谷 1993, 1995, 青木 1997, 呂 2008, 2011, 2014, 大江 2014 など）。

(3) 娘が無事に卒園することができ、そして、ここまでのびのびと大きく育つことができたのは香嵐溪の大自然のおかげかもしれない。 (呂 2014: 133)

(4) 温帯性の植物である桜は亜熱帯地域では気温が 20 度を少し下回ってようやく咲くことができる。 (呂 2014: 136)

このような文では、いったいなぜ無意志自動詞が可能形式と共起することが許容されるのだろうか。また、このような文で可能形式が使用される背景には、どのような発話意図があるのだろうか。本稿では、これらの問いについて、用例を分析しながら考察する。

なお、無意志自動詞の可能表現については、本稿で対象とする、無意志自動詞が可能形式と共起する例の他、以下の(5a)(6a)のように、無標識の無意志自動詞文（特に有対自動詞文）が、他動詞可能文と意味的にはほぼ同内容を表し、〈可能〉を含意する「無標識可能表現」の存在も指摘されている（張 1998, 呂 2014, 五藤 2017 など）。

(5) a. いくら押してもドアが開かない。

b. いくら押してもドアが開けられない。

(6) a. このカバンには A4 サイズのファイルが入る。

b. このカバンには A4 サイズのファイルが入れられる。

本稿では、上記のような無標識可能表現と区別するため、研究対象とする「無意志自動詞が可能形式と共起する可能表現」について、便宜上「無意志自動詞の有標識可能表

現」と呼ぶことにする。

2. 先行研究

無意志自動詞の有標識可能表現が許容される条件については、従来、主に「主体性」「事態の望ましさ」という点から議論されてきた。

2.1 森山（1988）・渋谷（1993, 1995）

初期の重要な研究として、森山（1988）と、その考えに従う渋谷（1993, 1995）が挙げられる。森山（1988）は「主体性」を「動詞がその表す動きを発生・成立するための、主語名詞（あるいは動作主名詞）の、動きに対する自律的な関与の度合い」（森山 1988: 201）と定義している。森山（1988）、渋谷（1993, 1995）では、この主体性の観点から、日本語の可能表現が成立する範囲について記述している。すなわち、日本語の可能文は、(7)～(10)のように、主体性の強いほうから4つの段階では成立するが、それよりも主体性の弱い(11)(12)などでは可能文が成立しないということである。

- (7) 太郎は 100 メートル 10 秒で走ることができる。 〈人間動作主〉
- (8) 虎は 100 メートル 6 秒で走ることができる。 〈有情物動作主〉
- (9) 人は一生に一度、いい友にめぐりあうことができる。 〈経験者〉
- (10) a. この車は 400 メートル 12 秒で走ることができる。 〈自発的発生〉
b. この花は 2 回花を咲かせることができる。 〈自発的発生〉
- (11)*雨は降ることができる。 〈自然現象〉
- (12)*春は来ることができる。 〈仮定不可能〉

渋谷（1993）では、この「主体性」に加えて、さらに「話し手の期待」という概念が提出される。渋谷（1993: 9）では、「ある動作が可能である」というときの「ある動作」とは、常に話し手が期待する（待ち望む）動作、より正確には、動作主体が期待している（待ち望んでいる）であろうと話し手が考える動作でなければならない」とした上で、動作が話し手の期待するものであれば、(13)のように無意志動詞でも可能文を派生させることができるとしている。

- (13) 私は計画していた通りにうまく穴に落ちることができた。 （渋谷 1993: 9）

また、渋谷（1995: 116）では、「可能動詞による可能文が成り立つためにはその動詞（命題）に高い他動性が要求されるが、スルコトガデキルを用いた可能文の場合には、動詞（命題）の他動性が若干低くても、命題に描かれたことがらの実現が話者にとって望ましいものだと判断されれば、成立する¹⁾」と指摘している。

- (14) a.? その大学に行けばいい先生に教われる。
b. その大学に行けばいい先生に教わることができる。 （渋谷 1995: 116）
- (15) a.? 人間は一人では育てない。
b. 人間は一人では育つことができない。 （渋谷 1995: 116）

2.2 青木 (1997)

青木 (1997) では、森山 (1988)、渋谷 (1993, 1995) の「主体性」とはやや異なる「コントロールの概念」という観点から、自動詞における〈可能〉の表現形式の違いに関わる要因を考察している。自動詞における〈可能〉の特徴は以下のようにまとめられる。

- (16) ①主体の意志が動作の結果までをコントロールできる場合、「(ら) れる」「ことができる」両方の〈可能〉の表現形式を用いて表される。
- ②主体の意志が動作をコントロールする場合、「ことができる」という表現形式を用いて〈可能〉を表すことができる。
- ③主体の意志性が表出できない場合、他者、あるいは話し手の働きかけや期待が示されることによって、〈可能〉の表現形式は「ことができる」を用いて表されるようになる。

このうち、特徴①については意志動詞の可能文に関するものであるため、本稿とは直接関係しないが、特徴②③は、無意志自動詞の可能表現に関する重要な記述である。②の特徴として、(17)のように、「太郎」が留学を目的として、試験に「受かる」ために努力をするというような主体の意志性が表出される文脈では、「ことができる」と共起し、〈可能〉を表すようになる。また、③の特徴として、(18)のような、主体の意志性を表出できない場合であっても、他者、あるいは話し手からの働きかけや期待が示されることにより、「ことができる」と共起して〈可能〉を表すことができるようになるとしている。

- (17) a.* 太郎は将来エジプトへ留学したいと思ってアラビア語の勉強を続けてきたが、念願が叶って今年留学試験に受かった。
- b. 太郎は将来エジプトへ留学したいと思ってアラビア語の勉強を続けてきたが、念願が叶って今年留学試験に受かることができた。(青木 1997: 98)
- (18) a.* 眠り姫は王子のキスで永遠の眠りから覚められた。
- b. 眠り姫は王子のキスで永遠の眠りから覚めることができた。

(青木 1997: 99)

渋谷 (1993, 1995)、青木 (1997) では、用語などの違いはあるものの、どちらも以下の2つの特徴を記述していると考えられる。

- (19) ①主体性が高い場合には可能表現が成立する。
- ②主体性が低い場合にも、事態実現に向けた働きかけや期待が示されれば、可能表現が成立する。

本稿でも、無意志自動詞の有標識可能表現が許容される要因としてこれらの特徴が重要であると考え、基本的にはこの考えに従う。しかしながら、これらの研究には、不十分な点がある。特徴①の内容に関連することであるが、これらの研究では無情物主語・無意志自動詞の可能表現について詳細に分析されていないということだ。無情物は意志を持たず、主体性は極めて低いと考えられるが、その無情物が主語となっている無意志自動詞の可能表現が存在することが、実例から確認できる。呂 (2008, 2011, 2014) や大江 (2014) では、無情物・無意志の可能表現についても詳細に考察しているという点で、

渋谷（1993, 1995）や青木（1997）からさらに一歩進んだ研究であると言える。次項から、これらの研究について紹介する。

2.3 呂（2008, 2011, 2014）

呂（2008, 2011, 2014）では、無意志自動詞と「られる」「ことができる」との共起制限に、「動詞の意志性」、「主体性」、「事態の性質」という3つの要因が関わっていると指摘し、主体が有情物の場合と非情物の場合とに分けてそれぞれ考察している。

ここでいう動詞の意志性とは、仁田（1991）の「自己制御性」²⁾を援用したものであり、主体の制御性の度合いが高くなればなるほど、意志動詞に近づき、可能表現に用いられやすくなるということである。

また、呂の言う「主体性」とは、森山（1988）の用語とはやや異なり、主体の内的条件（主体の内部に備わった、事柄の成立に必要な客観的要因）と、事柄の成立を促す主体の積極性とを合わせて称するものである。その度合いが高くなるにつれ、無意志自動詞の可能表現の容認度が高くなるという。たとえば有情物の場合、(20)では「彼女」が「太る」ために「間食ばかりする」とは考えにくいため、「太る」という事態の成立に「彼女」の意志が積極的に関わらず、主体性は「彼女」の内的条件のみで極めて弱い。それに対して、(21)では、「彼女」は「太る」という事態成立のために、「きちんと栄養を摂る」ということを意図的に行っているので、その主体性の度合いはかなり高く、可能表現が成り立つということである。

(20) a.* 彼女は間食ばかりしているので、きっと太れる。

b.* 彼女は間食ばかりしているので、きっと太ることができる。

(呂 2014: 145)

(21) a.? がりがりの彼女は最近きちんと栄養を摂るようにしているので、きっと太れる。

b. がりがりの彼女は最近きちんと栄養を摂るようにしているので、きっと太ることができる。

(呂 2014: 139)

また、非情物の場合もさらに生物と無生物に分けられ、生物は一般的に無生物よりも主体性が強く、可能表現に用いられやすいとしている。たとえば、(22)における「増える」は主体（利息）の内的条件ではなく、預金の利率などといった外的条件に依存しているため、主体性は極めて弱い。それに対して、(23)における「増える」では、主体（ウイルス粒子）の内的条件が最も重要であり、内的条件に適した外的条件が満たされれば、「ウイルス粒子」の生物的な面が表出し、「増える」という事態が表出する。そのため、「ウイルス粒子」の主体性は強く、可能表現となるということである。

(22) a.* お金は銀行に預けておけば、安全だけでなく、利息も増えられる。

b.* お金は銀行に預けておけば、安全だけでなく、利息も増えることができる。

(呂 2014: 149)

(23) a.? ウイルス粒子は普通の細菌よりずっと小さく、電子顕微鏡でなければ観察

できないほど小さな粒子です。ウイルス粒子だけでは増えられず、人間の生きた細胞の中でのみ増えられるのです。

- b. ウイルス粒子は普通の細菌よりずっと小さく、電子顕微鏡でなければ観察できないほど小さな粒子です。ウイルス粒子だけでは増えることができません、人間の生きた細胞の中でのみ増えることができるのです。(呂 2014: 149)

呂 (2014) の考察の結果は以下のようにまとめられる。

- (24) 「(ら) れる」と「ことができる」のいずれとも共起できるのは、動詞の意志性、主体性、事態の性質の3つの要因が、いずれも事態の生起を最も積極的に促している状態にある場合の無意志自動詞である。

①過程の自己制御性を持ち、本来プラスの内的事態を表す自動詞は、上記の条件を満たしているので、「(ら) れる」と「ことができる」のいずれとも共起することができる。

②一方、非自己制御性を持ち、本来非プラスの受動的意味を含み、有情物の外的事態を表す自動詞と、非情物の本来的の性質を表さない自動詞は、動詞の意志性と主体性が最も弱い場合、事態の性質のいかににかかわらず、可能表現に用いられにくい。

③これら両極の動詞の間に存在する自動詞は、「(ら) れる」と共起しにくく、「ことができる」と共起することが可能である。(呂 2014: 170)

2.4 大江 (2014)

これに対して、大江 (2014) は、「事態の望ましさ」は日本語の可能表現一般にあてはまる制約であり、「本来的性質」は、無情物・無意志の可能表現成立の必要条件というわけではなく、容認度の差が本来的性質という観点からは説明できない事例がある」(大江 2014: 6) と指摘する。すなわち、(25)(26)のように、本来的性質を表しているとは考えにくい無情物・無意志の可能表現の例が存在するということである。

(25) 私はいま日本の技術が低いということを言ってるんじゃないんです。高いということについては私も誇りを持っております。しかし、こういうピークの状態がいついつまでも続くことができれば幸いです。しかし、産業的にはどんどんキャッチアップをされてくる、こういう問題もあるわけです。(大江 2014: 5)

(26) このレースで、今年的中したGIの数が「8」になりましたので、去年的の中本数に並ぶことができました。(大江 2014: 5)

また、(27)(28)はいずれも望ましさの制約に抵触しておらず、かつ「このろうそく」の本来的性質を述べていると解釈できるが、文の容認度に明確な差が存在するとしている。

(27)*このろうそくは燃えやすく作っており、非常に簡単に燃えることができる。

(28) このろうそくは一旦火をつけると8時間は燃えることができる。

大江 (2014) は、このことから、無情物・無意志の可能表現の成立を支える意味的要因を明らかにするためには、「事態の望ましさ」「本来的性質」とは異なった観点から検

討する必要があるとし、その要因として以下の2点が関わっていると主張する。

(29)

【無情物・無意志の可能表現の成立を支える意味的要因1】

無情物・無意志の可能表現が成立するためには、主語の主体性において、〈被使役の現象〉よりも高い主体性が必要になる。

【無情物・無意志の可能表現の成立を支える意味的要因2】

無情物・無意志の可能表現が成立するためには、事態実現を阻む抵抗力の存在が必要になる。

大江(2014)では、森山(1988)の主体性の階層に、「主語名詞句とは別に必ず使役主が必要になる〈被使役の現象〉の段階」を加え、以下のような主体性の階層を設定している。

(30)

主体性：〈人間動作主〉段階 > 〈有情物動作主〉段階 > 〈経験者〉段階 >
〈自発的発生〉段階 > 〈自然現象〉段階 > 〈被使役の現象〉段階

このうち、無情物・無意志の可能表現に関わるものは〈自発的発生〉段階以下の3つであり、それぞれに対応する例文は以下のとおりである。

(31) 氷が溶ける。／植物が育つ。 (自発的発生)

(32) 雨が降る。／太陽が燃える。 (自然現象)

(33) ドアが開く。／ろうそくが燃える。 (被使役の現象)

(大江2014: 7)

このうち、〈被使役の現象〉は、「主語の力だけで事態を成立させることができず使役主を必ず必要とすることから、〈自発的発生〉および〈自然現象〉よりも主体性の段階において低く位置づけられる」という。ゆえに、無情物・無意志の可能表現は〈被使役の現象〉段階では基本的に成立せず、多くは〈自然的発生〉と〈自然現象〉の段階において成立するというのが大江(2014)の主張である。例を見ると、〈自然的発生〉段階である(34)(35)や、〈自然現象〉段階である(36)では可能表現が成立するが、〈被使役の現象〉段階である(37)では成立しないということである。

(34) 「きっと、砂糖のモヤモヤは砂糖が液体になったモヤモヤなんだ。砂糖は液体に変化することで水に溶けることができるんだ。」 (大江2014: 9)

(35) 南国生まれの観葉植物にとって、夏は最も生き生きと育つことができる季節です。戸外の太陽の下で伸び伸びと育てたいものです。しかし、この場合も葉焼けしやすい種類は、遮光が必要です。 (大江2014: 9)

(36) 地球はなぜ水惑星なのかという問題を考えてみましょう。それは地表温度によります。太陽から入ってくるエネルギーで地表が暖められ、温度が決まっている。海は一気圧のもとでは、それが摂氏0度から百度の間であれば、存在できる。あるいは地表に雨が降ることもできる。 (大江2014: 9)

(37) a.* このドアは一流職人によって作られており、滑らかにあくことができる。

b.* このろうそくは燃えやすく作ってあり、非常に簡単に燃えることができる。

(大江 2014: 10)

森山(1988)を援用したこの主体性の段階は、呂(2014)では不明瞭だった部分も含めて、きわめてはっきりと説明できるという点で、無生物・無意志の可能表現について考察する上で有用なものであると言える。しかしながら、大江(2014)が主体性以外に2つ目の要因として挙げる「事態実現を阻む抵抗力の存在」については、やや疑問が生じる。

- (38) 人脈での手入れとは何かと考えてみましょう。それは、人脈という血管の中を、いつでも、自由自在に必要な情報や行為が、双方向で流れることができるような状態を保っておくことです。——それは大変なことみたいです。ひと仕事になりますよ。

(大江 2014: 13)

- (39) 私はいま日本の技術が低いということを言ってるんじゃないです。高いということについては私も誇りを持っております。しかし、こういうピークの状態がいついつまでも続くことができれば幸いです。しかし、産業的にはどんどんキャッチアップをされてくる、こういう問題もあるわけです。

(大江 2014: 13)

以上の例では、波線部の記述から事態実現を阻む抵抗力が読み取れるということであるが、波線部の記述がある場合とない場合とを比べても、無情物・無標識の可能表現としての容認度にはほとんど差が感じられない。明示的な表現や前提的知識、文脈などから事態実現を阻む抵抗力が読み取れなくても、無情物・無標識の可能表現は成立するのではないだろうか。「無情物・無意志の可能表現が成立するためには、事態実現を阻む抵抗力の存在が必要になる」というのは、やや言い過ぎであるように思われる。

2.5 先行研究のまとめ

以上見たように、無意志自動詞の有標識可能表現については、それぞれ若干立場は違うものの、主に「主体性」「意志性」「事態の望ましさ」ということがその要因として述べられてきた。本稿でも基本的にはその流れに従って、特に「主体性」「事態の望ましさ」に注目し、無意志自動詞の有標識可能表現が許容される要因を説明したい。

しかしながら、先行研究において、無意志自動詞の有標識可能表現がなぜ使用されるのかという発話意図について考察したものは、管見の限りない。(40a)(41a)のような無意志自動詞の有標識可能表現は、ほとんどの場合、(40b)(41b)のように可能形式を削除した無標識の無意志自動詞文と置き換えても、さほど意味内容が変わらない。

- (40) a. 娘が無事に卒園することができ、そして、ここまでのびのびと大きく育つことができたのは香嵐溪の大自然のおかげかもしれない。 ((3)再掲)

- b. 娘が無事に卒園することができ、そして、ここまでのびのびと大きく育ったのは香嵐溪の大自然のおかげかもしれない。

- (41) a. 温帯性の植物である桜は亜熱帯地域では気温が20度を少し下回ってようや

く咲くことができる。

((4)再掲)

- b. 温帯性の植物である桜は亜熱帯地域では気温が20度を少し下回ってようやく咲く。

無標識の無意志自動詞文でも表せる事態について、一般には共起しないとされる可能形式をわざわざ使用するのとはなぜか。本稿では、無意志自動詞の有標識可能表現が使用される背景にある発話意図についても説明を試みたい。

3. 無意志自動詞による有標識可能表現が許容される要因

本稿では、有情物主語の場合と無情物主語の場合とに分けて、無意志自動詞による有標識可能表現が許容される要因について考察する。

3.1 有情物主語の場合

まず、有情物主語の場合、有情物はそもそも主体性が高いと考えられるため、望ましいと考えられる事態の実現・不実現を表す場合には無意志自動詞が可能形式と共起する。

- (42) 男女共同参画社会の形成や、次代を担う子どもが、心身ともに健やかに育つことができる社会づくりを旨とすること。 (『高齢社会白書』)

- (43) 高校を決めるということは「人生を考える」チャンスでもある。燃えることができるのか。その夢を見つけ出す第一歩である。 (『産業経済新聞』)

- (44) この可愛いファンたちが、親といっしょに堂々と見て、笑い、楽しみ、驚くことができるような奇術——現実の母となることはできなかったけれど、女として“母”をねがった天勝の、これが“芸の志”であった。

(『花を投げた女たち』)

- (45) 「その男性と結婚できないのに、彼女の問題が解決したと言えるのでしょうか」という、質問を受けたことがあります。そのような時、私は、いつでも、「では、仮に、現実自分に望むような変化が生じたとして、それで、私たちは、心から落ち着くことができるでしょうか?」と、その人に問いかけることにしています。 (『自分を見つける心理分析』)

呂(2014)では、望ましい事態の実現を表すという、事態の性質による制約の他、動詞の意志性による制約の存在を指摘している。たとえば、同じ「助かる」という動詞であっても、(46)における「助かる」は意志性のまったくない「非自己制御性を持つ動詞」であるため、可能表現になりにくい。一方で、(47)における「助かる」は、主体(人間)は事態の結果までを制御できないが、前もって対策をとるなどすれば、「助かる」に至るまでの過程を制御できるという「過程の自己制御性を持つ動詞」であり、文脈上、意志性が表出されているので、可能表現となり得るということである。

- (46) a.* この病人は手術で助かる。

- b.? この病人は手術で助かることができる。

(呂 2014: 140)

- (47) a.* 怖いものの第一が、地震です。いつどこで起きるかわからないし、もちろ

ん、止めることもできません。しかし、人間が自然に対し、無力だとあきらめることはありません。前もって対策をとれば助かるだろうし、被害も最小限にとどめることができるのではないのでしょうか。

- b. 怖いものの第一が、地震です。いつどこで起きるかわからないし、もちろん、止めることもできません。しかし、人間が自然に対し、無力だとあきらめることはありません。前もって対策をとれば助かることができるだろうし、被害も最小限にとどめることができるのではないのでしょうか。

(呂 2014: 141)

しかしながら、「助かることができる」の例には、以下のように、「過程の自己制御性を持ち、文脈として意志性が出表されている」とは考えにくい例も存在する。

- (48) 太い柱などが倒れてきたが、幸いにも机がそれを支えてくれ、ある程度は体も動かせし、助かることができた。

(『戦時報道管制下隠された大地震・津波』)

- (49) みんなのアイドル、しずちゃんも、大長編の大冒険での活躍ぶりは、男の子たちに負けていない。車で出撃。『のび太と鉄人兵団』では、三万年前のメカトピアまで、でかけている。そのおかげで、鉄人兵団の猛攻撃の前に、大ピンチだったドラえもんたちも、助かることができたのだ。

(『決定版ドラえもん大事典』)

(48)(49)はどちらも、「机がそれを支えてくれ」、「その(しずちゃんの活躍の)おかげで」というように、主体の外的な条件によって「助かる」という事態が実現したという可能表現であり、事態実現に向けた意志性は認められない。

たしかに、呂(2014)が主張するように、文脈上、過程の自己制御性を持つ、すなわち、事態実現に向けた意図的な働きかけが読み取れるということは、無意志自動詞の可能表現が成立するためには重要な要因であると考えられる。たとえば、(50)などでは、「歯を白くきれいにする」という事態実現に向けた働きかけがこの文全体を落ち着かせているようにも思われる。

- (50) 歯を白くきれいにすると、大きな自信が生まれ行動も積極的になり、いつまでも若々しく輝くことができるようになるでしょう。

(『歯からはじめよう! アンチエイジング』)

しかしながら、そもそも、「事態実現に向けた働きかけが読み取れる」ということは、「事態が望ましいことであると考えられる」という制約と同等のものとして並べられるものなのだろうか。望ましい事態であるから、その実現に向けて働きかけるのであって、「望ましい事態である」という事態の性質は、「事態実現に向けた働きかけが読み取れる」という動詞の意志性に先行する前提であると言えるだろう。したがって、事態実現に向けた働きかけが読み取れることは、無意志自動詞の可能表現が成立するための必須条件ではないが、「望ましい事態である」ということは、必ず満たされなければならない条件である。文脈上、「望ましい事態である」ということが読み取れば、通常望ましい事態

を表すとは考えにくい「苦しむ」のような無意志自動詞であっても、可能表現になることがある。

- (51) 私たちが人を苦しめるとき、イエスは、その苦しむ人たちとともに存在し、ともに苦しんでいる。このことに気づくことが大切である。「私」のゆえに苦しむイエスと、苦しみをともにすることができるだろうか。私たちは、「私」が人を苦しめているということに、苦しむことができるだろうか。

(『喜びの大地』)

この例はやや難解であるが、「私」が人を苦しめているということに苦しむことは、「イエス」の行うようなこと、すなわち、通常の人間にはできないような、高潔な行いであり、それを実現することは望ましいということが読み取れる。そのため、ふつうであれば可能表現にはなりそうもない「苦しむ」であっても、コトガデキルと共にし、可能表現となることができるのである。

また、呂（2014）において、主体性の点から説明されている以下のような例も実際にはこの「事態の望ましさ」という点から説明可能である。

- (52) a.* 彼女は間食ばかりしているので、きっと太れる。
b.* 彼女は間食ばかりしているので、きっと太ることができる。 ((20)再掲)
- (53) a.? がりがりの彼女は最近きちんと栄養を摂るようにしているので、きっと太れる。
b.? がりがりの彼女は最近きちんと栄養を摂るようにしているので、きっと太ることができる。 ((21)再掲)

「太る」というのはふつう、現代の健康的な日本人女性にとっては一般的に望ましくない事態であると想定される。そのため、(52)のような例は非文となるが、(53)のような場合、「がりがりの彼女」とっては「太る」という事態は望ましいことであるということがわかるので、可能表現として許容度が高くなるのである。以下も、これと同様に「太る」が可能表現となる例である。これらの例では事態実現に向けた意志性が読み取れないが、青木（1997）、呂（2014）において高い意志性が必要であるとされているラレル形式をとっている。

- (54) 同じ職場に *daira* と同じ新婚ホヤホヤの先輩がいるんですけど、*daira* と同じ悩みを抱えているそうです！最近、お腹周りが気になるそうです！去年まで普通にはけていたスーツのズボンがきつくなったそうです。そこで *daira* さん一言言わせていただきました♪それを幸せ太りと言うんです♪とここで、このやり取りを聞いていたリーダーが一言！結婚して太れるならいいことだよ！…り・リーダー、その一言重いつす！ (Yahoo! ブログ)

- (55) 食糧事情が悪い貧乏時代に、太れるほどモノを食べるというのは、貴人が金持ちの証です。 (Yahoo! 知恵袋)

(54)では、結婚して太ったと話す筆者とその「先輩」とっては、「太る」という事態は「悩み」であり、望ましい事態であるとは考えにくい、「…り・リーダー…その一言

重いつす！」という記述から考えておそらくこの「リーダー」はまだ独身の身であり、この人物にとって「結婚して、その幸せで太る」というのは望ましい事態であると考えられる。また、(55)でも、「食糧事情が悪い貧乏時代に」とあるので、その時代には「太る」ということが望ましい事態であったということが文脈から明らかであり、そのため可能形式をとることが可能なのである。

以上のことから、必ずしも事態実現に向けた意図的な働きかけが読み取れなくとも、当該事態の実現が望ましいと考えられるような場合、無意志自動詞が可能形式をとることが許容されるということがわかる。

3.2 無情物主語の場合

無情物主語の場合、無意志自動詞が可能表現となるには、大きく分けて2つのアプローチがある。それは、無情物主語の視点に立って、あたかも無情物主語にとって望ましいと考えられるような事態の実現を述べる場合と、有情物の視点に立って、有情物にとって望ましい事態の実現を述べる場合の2つである。

3.2.1 無情物主語の視点に立つ場合

まず、無情物主語の視点に立って、無情物主語にとって望ましい事態の実現を述べる場合であるが、これはある種の擬人化的な表現であると考えられる。本来無情物であるものが、あたかも有情物であり、コトガデキルによって表される事態の実現は、無情物主語にとって望ましいことであるかのように表されているというような場合である。先行研究でも、渋谷(1995: 117)は、論文などを代表とする書き言葉の中で、無情物の潜在的な能力(性質)を表す場合などに可能文が広く用いられるのは、「人間がほとんど登場しないテキストの中で、それらの無情物名詞句が、登場人物と同等に扱われるから」であると指摘している。また、呂(2014: 166)は、「本来的性質の顕現はおもに事物の内的条件に起因している」ため、「主体性が最も強い」とし、「事物の望ましい本来的性質を表すコンテキストにおいては、無意志自動詞は「ことができる」と共起しやすくなる」としている。すなわち、無情物の性質を表す文では、無情物であっても有情物と同等の主体性が認められやすいと考えられる。そして、そのような文では、当該事態の実現が無情物主体にとって望ましいと考えられる場合、可能表現となることがある。

(56) 南国生まれの観葉植物にとって、夏は最も生き生きと育つことができる季節です。(35)再掲

(57) しかしこの単純なリズムは、地生ランには適用されない。彼らは完全には自活していないので、英国で育とうとビルマであろうと、どこであろうと、そのリズムは不規則である。彼らは生活の一部を、根の間で生活する一種の菌類に頼っており、それゆえ菌のほうを一般に、菌根菌という。菌根菌がないと、彼らランは、全く育つことができない。(『植物巡礼』)

(56)では「南国生まれの観葉植物にとって」とあるように、明らかに「南国生まれの

観葉植物」の立場に立って述べられているし、(57)では、何度も「彼ら」とあるように、植物である「ラン」が人間であるかのように語られていることがわかる。これら植物や、以下に挙げる(58)の「藍色細菌」などは、無情ではあるが生物であるため、擬人的に有情物主体のように述べる事が許容されやすく、コトガデキルという形で可能表現をとることが比較的容易であるように思われる。

- (58) 藍色細菌は、従属栄養の細菌と違って、光さえあれば増えることができ、かつ細胞表層の微細繊維を使って滑走運動により移動できるようになり、地球上のありとあらゆるところで繁茂するようになった。(大江 2014: 12)

生物でない、まったくの無情物が主語であっても、無情物の性質を表し、可能表現が許容される例がある。以下のような例では、事態の実現が無情物主体にとって望ましいかどうかは一見判断しがたい。また、次項で述べる、潜在的な有情物にとって望ましい事態の実現を述べている例であるとも考えにくい。

- (59) 『閉回路』についてですが、どうして電流は閉回路では流れて開回路では流れることが出来ないのでしょうか？(Yahoo! 知恵袋)

- (60) 「きっと、砂糖のモヤモヤは砂糖が液体になったモヤモヤなんだ。砂糖は液体に変化することで水に溶けることができるんだ。」(34)再掲

- (61) 太陽はなぜ、真空の宇宙で燃えることができるのですか？(大江 2014: 9)

- (62) このような構造の軸索では電流は絞輪部から絞輪部へとびとびに流れる。このため脊椎動物の軸索を活動電位は極めて速く伝わることができる。

(大江 2014: 9-10)

呂(2014)は、次の(63)のように、「望ましいかどうかを判断しがたく、評価を伴わない本来の性質について客観的に叙述する場合も、主体性の働きにより、無意志自動詞は「ことができる」を用いて可能を表すことも可能である」(呂 2014: 167)と指摘している。

- (63) 本来コレステロールは油の一種であり、それだけでは水を主成分とする血液中に溶けることはできないので、血液中ではリポ・タンパクという特殊なタンパク質と結合して存在します。(呂 2014: 167-168)

「主体性の働きにより、可能を表すことができる」という説明はいささか単純化しすぎており、説明としては不足しているのではないかとも思われるが、呂(2014)の考察を補足するなら、以下になるのではないか。すなわち、無情物主語であっても、性質を表す文は主体性が高いと考えられ、これは有情物主語にとっての能力可能に相当する。「無情物主語の中に、事態実現を許容するだけの余地があるか否か」ということを述べるものである。無情物主語の性質を表す文脈の中では、主体がその力を発揮して何らかの状態変化を実現できる場合の方が望ましい事態であると考えられやすい³ため、一見すると望ましいかどうか判断しにくいような事態についても可能表現を用いることが許容されやすいのではないかと考えられる。

3.2.2 有情物の視点に立つ場合

無情物主語・無意志動詞の可能表現を成立するためのもう1つのアプローチとして、文中には表れない潜在的な有情物の視点に立ち、有情物にとって望ましい事態の実現について述べるという場合がある。以下の例では、「こういうピークの状態」「今年的中したGIの数」「必要な情報や行為」といった無情物主語にとって、それぞれ「続くことができる」「並ぶことができる」「流れることができる」といった事態の実現が望ましいことであるとは解釈できない。

(64) 私はいま日本の技術が低いということを言っているんじゃないんです。高いということについては私も誇りを持っております。しかし、こういうピークの状態がいついつまでも続くことができれば幸いです。(25)再掲

(65) このレースで、今年的中したGIの数が「8」になりましたので、去年的の中本数に並ぶことができました。(26)再掲

(66) それは、人脈という血管の中を、いつでも、自由自在に必要な情報や行為が、双方向で流れることができるような状態を保っておくことです。(38)再掲

「こういうピークの状態が続く」「今年的中したGIの数が、去年的の中本数に並ぶ」「人脈という血管の中を、必要な情報や行為が双方向で流れる」といった事態の実現は、その無情物主語にとって望ましい事態であると述べているわけではなく、その裏に潜在する人間にとって望ましい事態であるとして述べられるのである。

大江(2014)において、主体性が低い〈被使役の現象〉段階であっても比較的容認度が高いとされる(67a)の例についても、潜在する有情物の存在を考えることで説明できる。大江(2014)では、このような例が成立する理由として、「談話全体が主語(「唇」)の性質を述べることを主眼とする文脈」になっており、「主語で表される事物の性質・力が描写の中心となっているため、相対的に使役主の関与は度外視されやすくなる」と説明しているが、この説明は適当でないだろう。(67a)について、使役主の関与がより明らかである(67b)のような例を想定して比較してみても、両者の許容度に大きな差はないのである。

(67) a. シャベリ、食べ、歌い、笑うなどしながら絶えず動いている唇。唇の印象は、その人の品性を物語るものです、というとてもこわいですが、リップのぬり方や気の使い方、カサついた唇も薄い唇も変わることができるので努力は必要。(大江 2014: 10)

b. シャベリ、食べ、歌い、笑うなどしながら絶えず動いている唇。唇の印象は、その人の品性を物語るものです、というとてもこわいですが、あなたが毎日気を使ってリップを塗れば、カサついた唇も薄い唇も変わることができるので努力は必要。

この場合、無情物主語の可能表現が許容される理由としては、「唇」という人間の身体部位が主語であるということが考えられるのではないだろうか。すなわち、身体部位は有情物の一部であるため、身体部位がよい状態に変化するということは、有情物にとっ

て望ましい事態であると捉えられやすいのである。このことを、主語が身体部位でない例と比較して考えてみよう。

- (68) a. ちょっと工夫すれば、カサついた唇も変わることができる。
b.? ちょっと工夫すれば、カサついたパンも変わることができる。
c.* ちょっと工夫すれば、カサついた地面も変わることができる。

(68a)は身体部位である「唇」が主語の例である。類似する(67a)が実例として存在することからも、この場合は比較的許容度が高いと考えられる。それに対して、(68b)は、身体部位でない「パン」が主語の例である。この場合、(68a)よりも、若干許容度が下がるのではないだろうか。身体部位である「唇」の変化が、それを所有する人間の変化に直結し、当該事態が有情物にとって望ましいことであると解釈されやすい一方、「パンが変わる」という事態を有情物にとって望ましいことであると解釈するのはやや難しくなる。ただし、「パン」の場合、それを食べる人間の存在が想定されるため、「ちょっとした工夫」によって「カサついたパン」がおいしく食べられる状態に「変わる」というように文脈を補って考えれば、有情物にとって望ましい事態と解釈することができ、可能表現も許容されることがあると考えられる。しかしながら、(68c)の場合、「地面が変わる」という事態は、通常、有情物にとって望ましいものであると解釈しにくいだろう。そのため、少なくともこの文だけでは(相当の文脈を補わなければ)、可能表現が許容されにくいのではないだろうか。

以上、無情物主語で、主体性が低いと考えられる場合であっても、潜在的な有情物にとって望ましい事態の実現を述べるような場合、可能表現が許容されやすくなるということを述べた。

3.3 本節のまとめ

以上、無意志自動詞の有標識可能表現が許容される要因について考察してきた。その結果をまとめると以下ようになる。

(69) 無意志自動詞の有標識可能表現が許容される要因

(a) 有情物主語の場合

主語である有情物主体にとって望ましい事態の実現について述べる場合、可能表現が許容されやすくなる。

(b) 無情物主語の場合

①無情物の性質を表す文では、主語の主体性が高いと考えられ、無情物主語にとって望ましいと考えられる事態の実現について述べる場合には、可能表現が許容されやすくなる。

②主語の主体性が低い文では、潜在的な有情物にとって望ましい事態の実現について述べることで、可能表現が許容されやすくなる。

無情物が可能表現を表すためには「本来の性質」を表さなければならないとする呂(2014)に対して、大江(2014)は、(64)～(66)のような、本来の性質を表さない例の

存在を指摘する。この問題について、本稿では、性質を表す文とそれ以外の文とでは、「望ましい」と考える主体が異なると説明する。性質を表す場合には事態の実現が無情物主語にとって望ましいと考えられる一方で、性質を表さず、無情物主語の主体性が低い文では、事態の実現が潜在的な有情物にとって望ましいと考えられるのである。

こうして考えると、主語の主体性が高い場合も、低い場合も、無意志自動詞の有標識可能表現においては、「当該事態の実現が望ましい」と考えられることが必須であるということがわかる。呂（2014）が指摘するような「過程の自己制御性」、すなわち事態実現に向けた意図的な働きかけは、それがあればより可能表現としての許容度が上がるということとはあり、重要な要素ではあるが、必須というわけではない。

しかし、ここで今一度〈可能〉の意味について立ち返って考えてみると、〈可能〉の定義については、「何々しようと思えば、その実現についてさまたげるものはない」（寺村 1982: 269）、「動作主がその行為をしようという意図を持った場合にその行為が実現するだけの許容性、萌芽がその状況の中に存在する」（尾上 1998: 93）などがあげられる。つまり、従来の先行研究では、「動作主の意図的な行為が実現するかどうか」ということが〈可能〉の意味の中心として考えられてきたのである。だからこそ、意志動詞でなければ可能表現になり得ないと言われてきたのであるが、本稿の考察により、動作主の意図的な働きかけが読み取れない無意志自動詞の場合でも、望ましい事態の実現について述べるような場合には可能表現が許容されやすくなるということがわかった。望ましい事態の実現について述べる場合、なぜ可能表現が許容されるのか、また、そもそも、発話意図として、なぜ無意志自動詞に可能形式を共起させる必要があるのか。次節では無意志自動詞の有標識可能表現が用いられる背景として、これらの疑問について説明を試みる。

4. 無意志自動詞の有標識可能表現が用いられる背景

4.1 無意志自動詞の有標識可能と無標識可能の関連

無意志自動詞の有標識可能表現が用いられる背景について考えるにあたって、まず、無意志自動詞の無標識可能表現との関連について考えてみたい。第2節で述べたように、動詞の有標識可能表現は、ほとんどの場合、可能形式を削除した無標識の無意志自動詞文と置き換えても、さほど意味内容が変わらない。むしろ、無標識文のほうが自然とも言える。

- (70) a. 娘が無事に卒園することができ、そして、ここまでのびのびと大きく育つことができたのは香嵐溪の大自然のおかげかもしれない。
b. 娘が無事に卒園することができ、そして、ここまでのびのびと大きく育ったのは香嵐溪の大自然のおかげかもしれない。 ((40)再掲)
- (71) a. 温帯性の植物である桜は亜熱帯地域では気温が20度を少し下回ってようやく咲くことができる。
b. 温帯性の植物である桜は亜熱帯地域では気温が20度を少し下回ってようやく咲く。 ((41)再掲)

このような無標識の無意志自動詞文（特に有対自動詞文）は、〈可能〉を含意することがあると従来指摘されている（張 1998, 呂 2014, 五藤 2017 など）。

無意志自動詞の有標識可能表現は、無意志自動詞に可能形式を接続した文であるから、無標識の無意志自動詞文になんらかの意味が付加されていると考えられ、その「意味」とはつまり〈可能〉であると考えられる。しかしながら、(70b) (71b) のような文が無標識で〈可能〉を表すとすれば、そこにさらに〈可能〉の意味を付加する必要はないはずである。それではなぜ有標識可能表現を用いるのだろうか。また、付加される〈可能〉の意味とは、具体的には一体どのようなものなのか。以下では、まず〈可能〉の意味、そして無意志自動詞の無標識可能表現について考えることで、有標識可能表現が用いられる背景を考えてみたい。

4.2 〈可能〉の意味

3.3 で述べたとおり、従来の先行研究では、「動作主の意図的な行為が実現するかどうか」ということが〈可能〉の意味の中心として考えられてきた。この〈可能〉の意味について、本稿では、〈動作主の意図〉と〈事態実現の不確かさ〉という2つの条件が満たされる場合に、可能表現として認められるのではないかと考える。このうち、〈意図〉については、先に示した寺村（1982）、尾上（1998）のとおりである。一般に可能文になるのは意志動詞とされていることから、可能表現に〈意図〉という要素が必須であることには、さほど疑問の余地はないのではないだろうか。問題は、〈事態の不確かさ〉である。これについては、いわゆる「実現可能文」について無標動詞文と比較して考察した林（2007）、大場（2012）が参考になる。「実現可能文」とは、以下の(72)のような、動作実現の可能性の有無という状態的な意味の様相を帯びる「潜在可能文」に対して、(73)のように、一回的な行為の実現・非実現を表し、動作的な意味の様相を伴う可能文のことである（林 2007: 31）。

(72) a. 私は刺身が食べられる。

b. この魚は刺身として食べられる。 (林 2007: 31)

(73) a. 一年かかってやっと論文が書けた。

b. 春の学会のおかげで、憧れの神戸へ行けた。 (林 2007: 31)

林（2007: 42）は、「実現可能文の背後には、事象成立の不確かさが常に潜んでいる」とする。この「事象成立の不確かさ」について、林（2007）は、実現可能文と、可能形式を用いない無標の動詞文（意志動詞文）との違いを説明している。すなわち、無標の動詞文では、主体の行為が実際に生じたかどうか、過去に存在したかどうかという意味を表す構文であるため、事象の《成立》と《未生起》しか表せないが、実現可能文の場合は、事象の成立が不確かであるため、事象が成立するかどうかという事象の結果に焦点が当てられ、「生じた行為が結果的に完遂されなかった」という事象の《未成立》を表すことが可能であるということである。

(74) a. 子供達が雪だるまを |作った/作れた|。

…事象《成立》

- b. 子供達が頑張って雪だるまを作り始めたが、結局 「*作らなかった／作れなかった」。
…事象《未成立》
- c. 子供達は雪だるまを作りたいかったが、あいにく雪が降らなかったため、結局 「作らなかった／作れなかった」。
…事象《未生起》
- 林（2007: 36）

このことについて、林（2007: 37）は、「事象を実現させる主体の能力や主体を取り囲む状況などが整っているのであれば、主体が意図すれば事象が成立し、「自己制御的な事象」になるのであるが、そうでない場合は主体の意志が事象を制御できず、事象の成立が不確かとなり、そこにこそ可能・不可能の問題が生じてくるのではないか」と述べている。本稿では、〈可能〉の意味を考える際にこの記述が重要になるのではないかと考えている。すなわち、主体が意図すれば必ず事態が実現するというように、事態実現を主体が制御できてしまつてはそこに〈可能〉の意味は生じないが、事態実現が不確かであり、主体が意図しても、事態が実現するかどうか分からないという場合にこそ、〈可能〉の意味が生じるのではないだろうか。

林（2007）の成果を参考にした大場（2012）の記述はさらにわかりやすい。大場（2012）は、動作主の意図と事態の実現との関係について、無標動詞文と実現可能文とを比較して、以下のように記述している。

（75）無標動詞文：動作主が行為の成立を意図したかどうかは事態の実現と連動して
いて、動作主が行為の成立を意図すれば事態が実現し、動作主が
行為の成立を意図しなければ事態は実現しないという関係にある。

実現可能文：動作主の意図と事態実現の成否とを切り離して述べるものである。すなわち、動作主の意図と事態の実現とが連動している無標動詞文では〈可能〉の意味を表し得ないが、実現可能文では動作主の意図事態実現の成否とが切り離されているために〈事態実現の不確かさ〉が表れる。そして、その〈不確かさ〉こそが、実現可能文が表したい〈可能〉の要素なのではないだろうか。

林（2007）、大場（2012）はどちらも実現可能文に関する研究であり、この特徴が潜在可能文など、可能文一般に当てはまるかどうかということは検討されていない。しかしながら、本稿では、〈可能〉の意味を考える際には、この〈事態実現の不確かさ〉という特徴が、〈動作主の意図〉と並んで、重要なのではないかと考える。

筆者は、これらの研究成果を参考に、五藤（2017）において、有対自動詞による無標識可能表現について考察している。以下では、その成果を踏まえながら、〈意図〉と〈不確かさ〉という〈可能〉の意味特徴が、無標識可能表現とどのように関わっているかを説明する。

4.3 無意志自動詞の無標識可能表現

五藤（2017）は、以下のように無標識の無意志自動詞文（有対自動詞文）が〈可能〉を含意する「無標識可能表現」について考察している。

(76) いくら押してもドアが開かない。 (5)再掲

(77) このカバンには A4 サイズのファイルが入る。 (6)再掲

本稿では、五藤（2017）の成果を参考に、無標識可能表現について、なぜ無意志自動詞文が〈可能〉を含意するかという問題を考えたい。

ここでは、まず、張（1998）の〈意志性動作三要素〉の概念を参考に、〈事態成立の段階性〉について、以下のような3つの段階を考える。

(78) 〈事態成立の段階性〉

〈意図〉：主体が事態を実現しようという意志

〈働きかけ〉：主体が事態実現のために行う直接的な動作

〈状態変化〉：主体の動作によってもたらされる、対象の無意志的な変化

〈事態成立の段階性〉とは、すなわち、これらの3要素が、〈意図〉→〈働きかけ〉→〈状態変化〉という段階をもって、事態を成立させているという考えである。たとえばこれらの要素すべてが関わる有対他動詞文について考えてみると、「私がドアを開ける」という事態は、まず、動作主である有情物主体が「ドアを開けよう」という〈意図〉を持ち、「ドアを開ける」ための〈働きかけ〉として直接的な動作を行い、その結果、「ドアが開く」という、対象の無意志的な〈状態変化〉が起こる。この、〈意図〉から〈状態変化〉までの連続的な流れを経て、〈事態成立〉と捉えるわけである。

この3つの段階の表し方について、有対他動詞文、有対他動詞可能文、有対自動詞文の特徴は、以下のようにになると考える。

(79) 有対他動詞文：〈意図〉から〈状態変化〉までをひとまとめにして述べる

有対他動詞可能文：〈意図〉と〈状態変化〉とを切り離して述べる

有対自動詞文：〈状態変化〉だけを述べる

この特徴について、それぞれの否定文を例として考察する。〈事態成立の段階性〉のどの部分が否定されるかを確認することで、それぞれの文による事態の表し方の違いが明らかになると考えられるからである。

(80) a. 私はドアを 開けない／開けなかった。 (有対他動詞否定文)

b. 鍵がかかっていて、私はドアを (が) 開けられない／開けられなかった。

(有対他動詞可能否定文)

c. 両手がふさがっていて、私はドアを (が) 開けられない／開けられなかった。

(有対他動詞可能否定文)

d. ドアが 開かない／開けなかった。 (有対自動詞否定文)

(80a)は、有対他動詞否定文の例である。他動詞文の場合、〈意図〉から〈状態変化〉までがすべてひとまとめとして述べられるため、否定文にすると、〈事態成立の段階〉すべてが否定されることになり、事態全体として生じなかったということになる。「ドアを開けよう」という〈意図〉がそもそも生じせず、その結果として〈動作〉も〈状態変化〉も生じしないということである。

(80b)(80c)は、ともに有対他動詞可能否定文の例である。なぜこれらを分けるかとい

うと、どちらも〈意図〉と〈状態変化〉とを分けて述べるという点では共通するが、〈働きかけ〉の有無という点で異なるからである。(80b)は、〈働きかけ〉のある例である。「ドアを開けよう」という〈意志〉を持ち、実際に「ドアを開ける」ために〈働きかけ〉を行ったものの、「鍵がかかっている」ということが原因で「ドアが開く」という〈状態変化〉が起らなかったということである。それに対して、(80c)は、〈働きかけ〉のない例である。「ドアを開けよう」という〈意志〉はあるものの、「両手がふさがっている」ということが原因で、〈働きかけ〉が起こらず、その結果として〈状態変化〉も起こらなかったということである。〈働きかけ〉の有無という違いはあるものの、重要なのは、他動詞可能文では〈意図〉と〈状態変化〉とが切り離して述べられているということである。

最後に、(80d)は有対自動詞否定文の例である。有対自動詞文では、有情物の動作主体（ここでは「私」）は項として表れず、「ドア」という対象の〈状態変化〉のみが述べられる。〈事態成立の段階〉において、〈意図〉、〈働きかけ〉ということは表されず、そもそも問題にならないのである。

以上の分析をまとめると、以下の表1のようになる。〈意図〉、〈働きかけ〉、〈状態変化〉のそれぞれが、生起する場合は○、生起しない場合は×として示す。

表1 否定文における〈事態成立の段階〉各段階の生起・不生起

	意図	働きかけ	状態変化
(80a)		×	
(80b)	○	○	×
(80c)	○	×	×
(80d)			×

次に、〈事態成立の段階〉の表し方と〈可能〉の意味の関係について考えてみる。他動詞文の場合、動作主の〈意図〉と〈状態変化〉とが連動するため、〈事態実現の不確かさ〉が表れず、〈可能〉の意味を表し得ない。他動詞可能文では、他動詞可能文では〈意図〉と〈状態変化〉とが切り離して述べられることによって、〈事態実現の不確かさ〉が生じ、〈動作主の意図〉が生起することと合わせて、〈可能〉の意味を表していると考えられる。

そして、重要なのが有対自動詞文の場合である。この場合、文自体は〈状態変化〉を表すのみで、このままでは〈可能〉を表し得ない。しかし、以下のように、文脈として〈意図〉や〈働きかけ〉が読み取れる場合には、〈可能〉を含意するようになると考えられる。

(81) いくら押してもドアが開かない／開かなかった。

この文では、「いくら押しても」という部分から、「ドアが開く」という〈状態変化〉を実現するために、動作主が〈意図〉を持って、「押す」という〈働きかけ〉を行ったこと

が読み取れる。有対自動詞文は、そもそも〈状態変化〉を表すのみであり、文として表れない〈意図〉とは当然独立している。そのため、文脈として〈意図〉が読み取れる場合、〈意図〉と〈状態変化〉とが独立して述べられることで〈事態実現の不確かさ〉の条件も満たす。このような理由で、有対自動詞文は〈可能〉を含意し、無標識可能表現となるのではないだろうか。

以上から、無標識可能表現の特徴は、以下のようにまとめられる。

- (82) 無標識可能：無意志自動詞文そのものは、〈状態変化〉を表すのみであり、そこに事態実現に向けた動作主の〈意図〉が文脈として読み取れる場合、〈可能〉の意味を含意するようになる。

以上、無意志自動詞文が〈可能〉を含意する仕組みについて説明を試みた。このような理屈で、無意志自動詞は〈意図〉と〈不確かさ〉という条件を満たし、〈可能〉を含意するということである。

さて、それでは、このように無意志自動詞文が無標識で〈可能〉を含意する場合があるとして、ここにさらに可能形式を共起させることにはどのような発話意図があるのだろうか。

4.4 無意志自動詞有標識可能表現の発話意図

以上では、無意志自動詞文が〈意図〉と〈不確かさ〉という条件を満たすことによって、〈可能〉を含意する場合があるということを説明した。4.2で述べたとおり、〈可能〉の意味について、本稿では、〈動作主の意図〉と〈事態の不確かさ〉という2つの条件が満たされる場合に、可能表現として認められるのではないかと考える。しかしながら、以下の例では、文脈として〈意図〉が読み取れなくても〈可能〉と言いたくなるように思われる。

- (83) 娘が無事に卒園することができ、そして、ここまでのびのびと大きく育ったのは香嵐溪の大自然のおかげかもしれない。 ((40)再掲)

- (84) 温帯性の植物である桜は亜熱帯地域では気温が20度を少し下回ってようやく咲く。 ((41)再掲)

これらの例については、有標識可能表現についての考察で述べたように、〈事態の望ましさ〉が文脈として読み取れる。このような場合には、〈意図〉が表れていなくても、〈可能〉の意味に近くなるのではないだろうか。これは、〈望ましさ〉というのは〈意図〉の前提であるからだ。事態実現を意図する場合、その事態実現は通常主体にとって望ましいものであるだろう。〈意図〉が読み取れないため、〈可能〉の中心的な意味からは外れるものの、〈意図〉の前提である〈望ましさ〉が読み取れることで、〈可能〉の意味に接近しているのだと考えられる。

それでは、無標識で〈可能〉を含意すると考えられる例にさらに可能形式を共起させて有標識可能表現とするのは、どのような発話意図からだろうか。それは、その文の〈可能〉らしさを補強するために、形式として〈可能〉を示そうとしているということであ

る。すなわち、無標識可能表現とは、あくまで文脈として〈可能〉を含意するだけである。そこに可能形式を共起させることで、〈可能〉であることを補強し、〈可能〉の意味を強調して表そうとしているのではないだろうか。

さて、それでは、ここで強調される〈可能〉の意味とはなんなのだろうか。繰り返し述べるように、〈可能〉の中心的な意味とは〈意図〉と〈不確かさ〉であると考えられる。そのうち、〈不確かさ〉については、無意志自動詞文であるから、主体の〈意図〉が〈状態変化〉にそのままつながらないという点ですでに条件を満たしている。また、無意志自動詞文であるから、〈意図〉については、文そのものとしてはこれを表せない。〈意図〉も〈不確かさ〉も表せないとすれば、一体何を〈可能〉の意味として表しているかというと、それはやはり〈事態の望ましさ〉ではないだろうか。無意志自動詞文が〈可能〉の意味に近づく要因であった〈望ましさ〉、〈意図〉の前提である〈望ましさ〉を、文脈だけでなく形式として表すことによって、殊更強調しているのだと考えられる。

無標識の無意志自動詞文は事態の評価についてはあくまでニュートラルであって、それ自体は望ましさを表さない。以下の例では、無標識である(85a)は望ましさを表さない。一般的には、健康的な日本人女性にとって「太る」ということは望ましいとはあまり考えられないため、どちらかといえばマイナス評価に偏りがちである。しかしながら、可能形式を用いた(85b)では、動詞自体が持つそのような評価的意味とは関係なく、可能形式があることで〈望ましさ〉が示される。

- (85) a. 彼女はきっと太る。
b. 彼女はきっと太ることができる。

第3節において、無意志自動詞の有標識可能表現が許容される要因として、「当該事態の実現が望ましい」と考えられることが必須であるということを指摘した。それは、文脈として、望ましい事態の実現であるということが理解されるような文でなければ、無意志自動詞可能形が既に形式として述べている〈事態の望ましさ〉が文脈と一致せず、不自然になってしまうからである。すなわち、無意志自動詞可能形文は、(85b)のように特別な文脈がない場合にも、形式として実は〈事態の望ましさ〉を表しているのであるが、これが可能表現としてより安定し、許容されるには、〈事態の望ましさ〉が理解されるような文脈が必要である。そのため、(86a)のように、怠惰な生活習慣の結果、主体の意志とは関係なしに「太る」という変化が生じるという文脈の場合、すでに示されている〈事態の望ましさ〉とはそぐわず、文としてやや不自然になるが、逆に(86b)のように、主体にとって事態が望ましいということが理解できるような文脈であれば、可能表現としてより安定し、許容度が高くなると考えられる。

- (86) a.? 彼女は間食ばかりして運動もしないので、きっと太ることができる。
b. がりがりだった彼女も最近は健康に気がつかい、きちんと1日3食とるようになってるので、きっと太ることができる。

大江(2014)は、〈事態の望ましさ〉は意志動詞の場合も含めた可能表現一般に当てはまる制約であるとし、無情物・無意志の可能表現の成立を支える意味的要因としては

取り上げていない。しかしながら、動詞そのものによって〈意図〉が表出されている通常の可能表現とは異なり、無意志自動詞の可能表現では、文そのものとして〈意図〉を表すことができない。そのため、〈意図〉の前段階である〈事態の望ましさ〉は、無意志自動詞の可能表現が成立するために必須の要因であり、特筆すべきではないかと考えられる。

なお、大江（2014）が無情物・無意志の可能表現の成立を支える意味的要因として指摘している「事態実現を阻む抵抗力」についても、〈事態の望ましさ〉に集約されるのではないかと考えられる。なぜなら、「事態実現を阻む抵抗力」が存在し、実現が困難であると考えられる事態を実現することは、一般に望ましいことであると考えられるためである。

(87) a.? このろうそくは一旦火をつけると 15 分燃えることができる。

b. このろうそくは一旦火をつけると 8 時間は燃えることができる。

(大江 2014: 14)

(87a)に対して(87b)の許容度が高くなるのは、「ろうそくが15分燃える」のに対して「ろうそくが8時間燃える」という事態の実現は困難であり、その困難な事態を実現することは望ましいと考えられるからである。このように考えると、大江（2014）の指摘する「事態実現を阻む抵抗力」は、〈事態の望ましさ〉を支える要因と言えるかもしれないが、無意志自動詞の有標識可能表現の成立を直接的に支えるような要因とは言えないだろう。

5. おわりに

以上、無意志自動詞の有標識可能表現について、それが許容される要因、また、それが用いられる背景について考察してきた。無意志自動詞の有標識可能表現の特徴は、以下のようにまとめられるだろう。

(88) 無意志自動詞の有標識可能表現

①〈事態の望ましさ〉を殊更強調しようという発話意図から使用される。

②可能表現として安定し、許容されるためには、当該事態の実現が望ましいものであるということが理解される文脈が必須である。

本稿では、〈事態の望ましさ〉が理解されるような文脈であれば、本来〈意図〉を表し得ない無意志自動詞であっても可能形式と共起し、可能表現として許容される場合があるということを繰り返し述べてきた。しかし、前節で述べたように、従来の研究では、〈可能〉の定義について、「動作主の意図的な行為が実現するか否か」ということであると考えられてきた。そのため、〈意図〉を表し得ない無意志自動詞の有標識可能表現は、可能表現の定義から外れるとも考えられる。しかしながら、可能形式が使用されている以上、そこには〈可能〉と呼びたくなる何らかの原因があると考えられ、本稿ではその原因が〈事態の望ましさ〉であると考えるのである。そこで、最後に、本稿では新たに以下のような、広義としての〈可能〉の定義を提案したい。

(89) 〈可能〉の定義

主体が事態の実現を望ましいと考え、意図した場合に、その事態が実現するかどうかということを表す。

この定義すべてを満たしているものは典型的な可能表現であると考えられるが、本稿で取り上げた無意志自動詞の有標識可能表現のように、〈意図〉がなくとも〈事態の望ましさ〉が認められる場合にも、非典型的な可能表現として認めるのである。このように〈可能〉を広く捉えることによって、林（2007）が指摘する、「旅行中に思いがけず中田英寿選手に会えた」などのような、「主体の意図の外での偶発的な行為の実現」を表す実現可能や、「いくら押しても開かない」のような無標識可能表現も含めて、〈可能〉と呼びたくなるものをまとめて考えることができる。これらの〈可能〉の周辺的な現象について分析することは、可能の意味範疇を体系的に捉え直す一助になるのではないかと考えられる。

注

- 1) 本稿では、基本的に「無意志自動詞＋コトガデキル」のみを研究対象として扱い、その他の可能形式については考えない。これは、渋谷（1995）や青木（1997）、呂（2014）などでも指摘されたとおり、可能動詞に対してコトガデキルの方が無意志自動詞との共起が許容されやすく、用例が多いからである。渋谷（1995: 117）では、可能動詞可能文とスルコトガデキル可能文の間にこのような違いがある理由として、「(a)可能動詞の場合には動詞部と可能部がいわば融合しているために動詞に関する制約が強く働くのに対し、スルコトガデキルの場合にはスルコトガの動詞部とデキルの可能部が分離している分、形式だけでなく意味の面でもその共起制約が若干ゆるくなっていることが考えられること」「(b)デキルはもともと、その出来事に関係する人間の意志が発動したか否かに関係なく、モノ（後にコト）の出来を表す形式であったという特徴が、可能形式化したあとも残っている可能性があること」といった理由を想定すべきかもしれないとしている。動詞とスルコトガデキルの違いについて本稿で考察することはしないが、本稿の立場としては、渋谷（1995）のこの指摘におおむね賛同するものである。
- 2) 仁田（1991: 243）によれば、〈自己制御性（self-controllability）〉とは、「動きの主体が、動きの発生・遂行・達成を自分の意志でもって制御することができる、といった性質」であり、以下の3つのタイプに分類される。
 - 〈非自己制御性〉：動きの主体が、動きの発生・過程・達成を全く自分の意志でもって制御できないような場合
 - 〈達成の自己制御性〉：動きの主体が、動きの発生・過程だけでなく、動きの成立そのもの・動きの達成をも自分の意志でもって制御できる場合
 - 〈過程の自己制御性〉：動きの成立そのもの・動きの達成は自分の意志でもって制御できないが、動きの成立・達成に至る過程、動き達成への企ては自分の意志でもって制御できる場合
- 3) ただし、無情物主体にとって、あるいは一般的に有情物にとって事態の実現が望ましくないものであると考えられる場合には、可能表現にはなりにくいと考えられる。

i. *桜は満開を過ぎると散ることができる。

ii. *包丁はずっと使わなければ錆びることができる。 (呂 2014: 168)

また、このように望ましくない事態を表す場合、テシマウを使って表すことが可能である。

iii. 桜は満開を過ぎると散ってしまう。

iv. 包丁はずっと使わなければ錆びてしまう。

林 (2007) は、意志性のない「一回的な行為の実現」を表す実現可能文についても、望ましくない事態は表せないが、その場合テシマウ文に入れ替えると自然になるということを指摘している。

v. 先週駅前の古本屋でくだらない本を |*買えた/買ってしまった|。

vi. 私は今朝思いがけずバスの中で苦手な部長と |*会えた/会ってしまった|。

(林 2007: 43)

この事実、「話し手の事態に対する評価」というムード的な意味において、無情物の有標識可能表現や意志性のない実現可能文がテシマウ文と対になっているということを示唆するのはないだろうか。可能文とテシマウ文の関係については今後詳しく検討してみたい。

参考文献

- 青木ひろみ (1997) 「自動詞における《可能》の表現形式と意味——コントロールの概念と主体の意志性——」『日本語教育』93, 日本語教育学会, pp.97-107.
- 大江元貴 (2014) 「日本語における無情物・無意志の可能表現について」『文藝言語研究言語篇』66, 筑波大学大学院人文社会科学研究科文芸・言語専攻, pp.1-20.
- 大場美穂子 (2012) 「実現可能文の用法について」『日本語と日本語教育』40, 慶應義塾大学日本語・日本文化教育センター, pp.1-17.
- 尾上圭介 (1998) 「文法を考える 6 出来文(2)」『日本語学』17-10, 明治書院, pp.90-97.
- 五藤絵里加 (2017) 「無標識可能表現に関する一考察——有対自動詞文を中心に——」『国文学研究ノート』56, 神戸大学「研究ノート」の会, pp.45-56.
- 渋谷勝己 (1993) 「日本語可能表現の諸相と発展」『大阪大学文学部紀要』33-1, 大阪大学, pp.1-262.
- 渋谷勝己 (1995) 「可能動詞とスルコトガデキル——可能の表現——」宮島達夫・仁田義雄編『日本語類義表現の文法 (上)』くろしお出版, pp.111-120.
- 張威 (1998) 『結果可能表現の研究——日本語・中国語対照研究の立場から——』くろしお出版.
- 寺村秀夫 (1982) 『日本語のシンタクスと意味 I』くろしお出版.
- 仁田義雄 (1991) 『日本語のモダリティと人称』, ひつじ書房.
- 森山卓郎 (1988) 『日本語動詞述語文の研究』明治書院.
- 林青樺 (2007) 「現代日本語における実現可能文の意味機能——無標の動詞文との対比を通して——」『日本語の研究』3-2, 日本語学会, pp.31-45.
- 呂雷寧 (2008) 「無意志自動詞の可能表現に関わる要因の分析——意志性・主体性・事態の性質を中心に——」『言葉と文化』9, 名古屋大学国際言語文化研究科, pp.271-286.
- 呂雷寧 (2011) 「日本語における無情物の可能表現について——自動詞を中心に——」『名古屋外国語大学外国語学部紀要』41, pp.201-213.
- 呂雷寧 (2014) 『現代日本語における可能表現に関する研究——無意志自動詞を中心に—— (日

文版)』上海交通大学出版社.

用例出典

国立国語研究所「現代日本語日本語書き言葉均衡コーパス」(BCCWJ)

※出典の明記されていないものは、筆者による作例である。

(ごとう えりか／对外経済貿易大学外語学院講師)